

兵庫県公報

平成21年11月13日 金曜日 第 2133 号

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗＝県旗)

目次

告 示	ページ
○ 土地改良区役員の退任及び就任の届出（農地整備課）	1
○ 土地改良区清算人の退任の届出（同）	2
○ 公共測量を実施する旨の通知（契約管理課）	2
○ 河川法第75条第1項の規定に基づく河川管理者の監督処分（河川整備課）	3
○ 都市計画法施行条例に基づく特別指定区域の指定（都市計画課）	5
○ 土地区画整理組合の事業計画の変更認可（市街地整備課）	5
公 告	
○ 特定非営利活動法人の設立に係る認証の申請（地域協働課）	5
○ 特定非営利活動法人の定款変更に係る認証の申請（同）	9
○ 入札公告（管理課）	10
選挙管理委員会告示	
○ 平成13年兵庫県選挙管理委員会告示第27号（不在者投票のできる施設の指定）の一部改正	12

告 示

兵庫県告示第1147号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次の土地改良区から役員の退任及び就任の届出があった。

平成21年11月13日

兵庫県知事 井戸敏三

1 松山土地改良区

退任役員

役員区分	氏名	住所
理事	嘉ノ海 一三	姫路市林田町松山931番地
同	松ケ下 正人	同 市林田町松山814番地
同	前田 一郎	同 市林田町松山234番地
同	金輪 一男	同 市林田町松山238番地
同	松下 榮一郎	同 市林田町松山450番地
同	三輪 俊明	同 市林田町松山462番地
同	森重 順治	同 市林田町松山655番地
同	中島 克典	同 市林田町松山720番地
同	橋本 重雄	同 市林田町松山657番地
同	森上 潔	同 市安富町三坂252番地
監事	常城 三郎	同 市林田町松山410番地
同	松本 勝美	同 市林田町六九谷85番地の1

就任役員

役員区分	氏名	住所
理事	松ケ下 正人	姫路市林田町松山814番地
同	松下 榮一郎	同 市林田町松山450番地
同	三輪 俊明	同 市林田町松山462番地
同	松ケ下 正史	同 市林田町松山643番地
同	中島 克典	同 市林田町松山720番地

同	嘉ノ海 君 一	同	市林田町松山731番地
同	橋 本 一 良	同	市林田町松山657番地
同	嘉ノ海 敏 明	同	市林田町松山931番地
同	井 口 務	同	市林田町松山289番地
同	金 輪 勘 二	同	市林田町松山238番地
監 事	松 本 勝 美	同	市林田町六九谷85番地の1
同	成 定 卓 見	同	市林田町松山454番地

2 森津土地改良区

退任役員

役員の区分	氏 名	住 所
理 事	蜂須賀 久 人	豊岡市森津902番地
同	久保田 茂 一	同 市森津641番地
同	藤 垣 英 樹	同 市森津272番地
同	成 田 市 雄	同 市森津878番地
同	田 中 由 樹	同 市森津79番地の1
監 事	松 田 達 雄	同 市森津211番地
同	藤 原 誠	同 市森津876番地

就任役員

役員の区分	氏 名	住 所
理 事	蜂須賀 久 人	豊岡市森津902番地
同	久保田 茂 一	同 市森津641番地
同	藤 垣 英 樹	同 市森津272番地
同	成 田 市 雄	同 市森津878番地
同	田 中 由 樹	同 市森津79番地の1
監 事	松 田 達 雄	同 市森津211番地
同	藤 原 誠	同 市森津876番地



兵庫県告示第1148号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第68条第4項において準用する同法第18条第16項の規定により、次の土地改良区の清算人の退任の届出があった。

平成21年11月13日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

新太尾土地改良区

氏 名	住 所
内 海 敦 雄	姫路市豊富町豊富307番地2
山 口 利 恒	同 市豊富町豊富349番地
大 西 正 好	同 市豊富町豊富436番地3
石 原 成 延	同 市豊富町豊富287番地
長谷川 俊 彦	同 市豊富町豊富1177番地
山 口 幹 男	同 市豊富町豊富1203番地1
芳 木 隆 司	同 市豊富町豊富355番地
山 口 隆 博	同 市豊富町豊富1196番地
柴 田 基 之	同 市豊富町豊富1159番地



兵庫県告示第1149号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、神戸地方法務局長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成21年11月13日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 作業種類
公共測量（不動産登記法第14条第1項地図作成）
- 2 作業期間
平成21年7月30日から平成22年3月31日まで
- 3 作業地域
神戸市北区鈴蘭台4丁目から9丁目まで



兵庫県告示第1150号

河川法（昭和39年法律第167号）第75条第1項の規定に基づく河川管理者の監督処分について、当該監督処分に係る措置を命ずべき者を確知することができないので、同条第3項の規定に基づき次のとおり公告する。

平成21年11月13日

河川管理者

中播磨県民局長 笹倉雅人

- 1 行うべき措置の内容
二級河川西汐入川の河川区域内にある別表に掲げる船舶及び係留施設等の除却
- 2 河川管理者の監督処分
1に掲げる措置を命ずべき者が、平成21年12月13日までに当該措置を行わないときは、河川管理者又はその命じた者若しくは委託した者が、当該措置を行う。

別表1 小型船舶の登録等に関する法律（平成13年法律第102号）第6条の規定に基づく船舶番号又は船舶安全法（昭和8年法律第11号）第9条第1項の規定に基づく船舶検査済票の番号が判明していない船舶

所在場所	船名	種類	長さ(m)	幅(m)	内色	外色	係留施設
姫路市大津区真砂町98番地先（水面上）	無	モーターボート	5.0	1.2	青	白	無
姫路市大津区真砂町98番地先（水面上）	無	モーターボート	5.0	2.0	白	白	無
姫路市大津区真砂町98番地先（水面上）	Marine Chatte	モーターボート	6.0	2.0	白	白	無
姫路市大津区真砂町98番地先（水面上）	無	モーターボート	5.0	1.7	青	白	無
姫路市大津区真砂町98番地先（水面上）	無	モーターボート	7.5	1.7	不明	不明	無
姫路市大津区吉美206番地先（護岸上）	無	手漕ぎボート	4.0	1.0	青	青	無
姫路市大津区吉美206番地先（水面上）	飾東号	モーターボート	7.0	2.0	白	白	無

別表2 係留施設等

整理番号	所在場所	構造等
1	姫路市大津区真砂町98番地先（水面）	栈橋（鋼製）
2	姫路市大津区真砂町98番地先（護岸上）	単管（鋼製）、その他（ロープ）
3	姫路市大津区真砂町98番地先（護岸上）	階段（梯子・鋼製）
4	姫路市大津区真砂町98番地先（水面）	栈橋（単管・鋼製）、その他（ブイ、単管）

5	姫路市大津区真砂町98番地先（護岸上）	階段（梯子・鋼製）
6	姫路市大津区真砂町98番地先（護岸上）	階段（梯子・鋼製）
7	姫路市大津区真砂町98番地先（護岸上）	栈橋部品（足場板・鋼製、単管）
8	姫路市大津区真砂町98番地先（護岸上）	階段（梯子・鋼製）、階段（梯子・単管）
9	姫路市大津区真砂町98番地先（水面）	栈橋（単管・鋼製）
10	姫路市大津区真砂町98番地先（護岸上）	階段（梯子・鋼製）
11	姫路市大津区真砂町98番地先（護岸上）	階段（梯子・鋼製）
12	姫路市大津区真砂町98番地先（護岸上）	階段（梯子・木製）
13	姫路市大津区真砂町98番地先（護岸上）	階段（梯子・鋼製）
14	姫路市大津区真砂町98番地先（護岸上）	階段（梯子・鋼製）
15	姫路市大津区真砂町98番地先（護岸上）	階段（梯子・鋼製）
16	姫路市大津区真砂町98番地先（護岸上）	階段（梯子・木製）
17	姫路市大津区真砂町98番地先（護岸上）	階段（梯子・木製）、その他（タイヤ、ポリ缶）
18	姫路市大津区真砂町98番地先（護岸上）	階段（梯子・鋼製）、その他（タイヤ）
19	姫路市大津区真砂町98番地先（護岸上）	階段（梯子・鋼製）
20	姫路市大津区真砂町98番地先（護岸上）	階段（梯子・木製）
21	姫路市大津区真砂町98番地先（護岸上）	栈橋部品（足場板・鋼製、単管）
22	姫路市大津区真砂町98番地先（護岸上）	階段（梯子・鋼製）
23	姫路市大津区真砂町98番地先（水面）	係留杭（単管）
24	姫路市大津区真砂町98番地先（護岸上）	階段（梯子・鋼製）
25	姫路市大津区真砂町98番地先（水面）	係留杭（単管）、その他（タイヤ）
26	姫路市大津区真砂町98番地先（護岸上）	階段（梯子・鋼製）
27	姫路市大津区真砂町98番地先（水面）	係留杭（単管）
28	姫路市大津区真砂町98番地先（護岸上）	階段（梯子・木製）
29	姫路市大津区真砂町98番地先（護岸上）	階段（梯子・鋼製）
30	姫路市大津区真砂町98番地先（護岸上）	階段（梯子・鋼製）
31	姫路市大津区吉美206番地先（水面）	係留杭（単管）、その他（タイヤ）
32	姫路市大津区吉美206番地先（護岸上）	階段（梯子・木製）
33	姫路市大津区吉美206番地先（護岸上）	階段（梯子・木製）
34	姫路市大津区吉美206番地先（護岸上）	階段（梯子・木製）
35	姫路市大津区吉美206番地先（護岸上）	階段（梯子・鋼製）
36	姫路市大津区吉美206番地先（水面）	係留杭（単管）
37	姫路市大津区吉美206番地先（護岸上）	階段（梯子・単管）
38	姫路市大津区吉美206番地先（水面）	階段（梯子・鋼製）

39	姫路市大津区吉美206番地先（護岸上）	その他（木材、シート）
40	姫路市大津区吉美206番地先（護岸上）	階段（梯子・鋼製）
41	姫路市大津区吉美206番地先（護岸上）	階段（梯子・鋼製）
42	姫路市大津区吉美206番地先（水面）	栈橋（単管）
43	姫路市大津区吉美206番地先（水面）	係留杭（単管）
44	姫路市大津区吉美206番地先（水面）	栈橋（単管）
45	姫路市大津区吉美206番地先（護岸上）	階段（梯子・木製）
46	姫路市大津区吉美206番地先（護岸上）	階段（梯子・鋼製）
47	姫路市大津区吉美206番地先（護岸上）	階段（梯子・木製）



兵庫県告示第1151号

都市計画法施行条例（平成14年兵庫県条例第25号）第8条第3項の規定により、次のとおり特別指定区域を指定したので、同条第5項において準用する同条例第5条第8項の規定により、告示する。

平成21年11月13日

兵庫県知事 井戸敏三

名 称	特別指定区域	予定建築物等の用途	指定年月日
向山地区	加古郡稲美町中村字田井中、字西山、字松ヶ鼻、字向、字池ノ跡、字真谷及び字向岡の各一部並びに中一色字鈍々岡の一部	別図のとおり	平成21年11月13日
向山地区	加古郡稲美町中村字田井中、字西山、字向、字池ノ跡、字真谷及び字向岡の各一部並びに中一色字鈍々岡の一部	同 上	同
向山地区	加古郡稲美町中村字真谷及び字松ヶ鼻の各一部	同 上	同

（別図は省略し、その関係図書を兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課開発調整室及び稲美町地域整備部都市計画課に備え置いて縦覧に供する。）



兵庫県告示第1152号

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第39条第1項の規定により、赤穂市浜市土地区画整理組合の事業計画の変更を平成21年10月30日に認可した。

平成21年11月13日

兵庫県知事 井戸敏三

公 告

特定非営利活動法人の設立に係る認証の申請

特定非営利活動法人の設立代表者から設立に係る認証の申請があったので、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第2項及び県民ボランティア活動の促進等に関する条例（平成10年兵庫県条例第39号）

第17条の規定により、兵庫県企画県民部県民文化局地域協働課、神戸県民局、阪神南県民局、阪神北県民局、東播磨県民局、北播磨県民局、中播磨県民局、西播磨県民局、但馬県民局、淡路県民局及び丹波の森公苑において、関係書類を縦覧に供する。

なお、関係書類の縦覧期間は申請のあった年月日から2月間とする。

平成21年11月13日

兵庫県知事 井戸敏三

1 (1) 申請のあった年月日 平成21年10月27日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人ライフサポートみなと

イ 代表者の氏名 島川 博

ウ 主たる事務所の所在地 神戸市中央区古湊通1丁目2番15号

エ 定款に記載された目的

この法人は、高齢者及び障害者に対して生活支援サービスに関する事業を行い、高齢者、障害者、及びその家族の利益の増進と全ての人が安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

2 (1) 申請のあった年月日 平成21年10月27日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人ビバ・ニュータウン編集室

イ 代表者の氏名 吉都紀 昭 二

ウ 主たる事務所の所在地 神戸市中央区栄町通3丁目6番7号大栄ビル

エ 定款に記載された目的

この法人は、神戸市西区・須磨区及びその近隣で生活又は事業を営んでいる方々に対して、地域生活情報、地域経済情報その他のその地域に関連するすべての情報提供に関する事業を行い、地域のふれあい及び地域社会の活性化に寄与することを目的とする。

3 (1) 申請のあった年月日 平成21年10月27日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人日高共同作業所

イ 代表者の氏名 木多見 春 夫

ウ 主たる事務所の所在地 豊岡市日高町祢布1306番地の2

エ 定款に記載された目的

この法人は、障害者に対して、生活支援及び社会参加の促進に関する事業を行い、障害者の福祉の増進とすべての人が安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

4 (1) 申請のあった年月日 平成21年10月27日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人こむの事業所

イ 代表者の氏名 曾我部 英 機

ウ 主たる事務所の所在地 宝塚市売布東の町12番17号

エ 定款に記載された目的

この法人は、障害者及び高齢者に対して、生活支援及び社会参加の促進に関する事業を行い、障害者及び高齢者の福祉の増進とすべての人が安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

5 (1) 申請のあった年月日 平成21年10月28日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人兵庫県就労支援事業者機構

イ 代表者の氏名 瀧川 博 司

ウ 主たる事務所の所在地 神戸市中央区橘通1丁目4番1号

エ 定款に記載された目的

この法人は、犯罪者や非行少年（更生保護事業法第2条第2項各号に掲げる者をいう。以下「犯罪者等」という。）に対して、善良な社会の一員として更正するためには、就職の機会を得て経済的に自立することが重要であることにかんがみ、事業者の立場から犯罪者等の就労を支援し、犯罪者等が再び犯

罪や非行に陥ることを防止することにより、犯罪者等の円滑な社会復帰と安全な地域社会の実現を図り、もって個人及び公共の福祉の増進に寄与することを目的とする。

6(1) 申請のあった年月日 平成21年10月28日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人ほのか

イ 代表者の氏名 藤本 ますみ

ウ 主たる事務所の所在地 神戸市須磨区妙法寺荒打319番地グランマオオハタ

エ 定款に記載された目的

この法人は、高齢者と障害者及び地域住民に対して、生活支援及び社会参加促進に関する事業を行い、地域の人が互いに助け支え合い、生きがいのある生活環境づくりとすべての人が心豊かに安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

7(1) 申請のあった年月日 平成21年10月28日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人夢とびあ

イ 代表者の氏名 中野 英一

ウ 主たる事務所の所在地 西宮市笠屋町18番10号 105号室

エ 定款に記載された目的

この法人は、障害者に対して、日常生活指導や訓練、生き甲斐をもって働ける職場づくり事業を行うとともに、障害者と地域住民との交流を深め、すべての人が安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

8(1) 申請のあった年月日 平成21年10月29日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人ハートオブミラクル

イ 代表者の氏名 岩崎 靖子

ウ 主たる事務所の所在地 伊丹市千僧5丁目91番地1 9-302号

エ 定款に記載された目的

この法人は、国内はもとより全世界の人々に対して、主に映画を通じて、人はそれぞれ個性を持って生まれてきて、それぞれ大切な役割を担っているという認識を広めることにより、お互いに相手のことを受け止め、認め合える社会の実現に寄与することを目的とする。

9(1) 申請のあった年月日 平成21年10月29日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人そら

イ 代表者の氏名 齋藤 ゆかり

ウ 主たる事務所の所在地 豊岡市日高町森山160番地

エ 定款に記載された目的

この法人は、障害者に対して、生活支援及び社会参加の促進に関する事業を行い、障害者の福祉の増進とすべての人が安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

10(1) 申請のあった年月日 平成21年10月29日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人食ネット

イ 代表者の氏名 駿河 明子

ウ 主たる事務所の所在地 神戸市中央区橘通3丁目4番1号 総合福祉センター4階

エ 定款に記載された目的

この法人は、市民に対して、在野（地域活動）の管理栄養士のネットワーク化と資質の向上を図るとともに、生活習慣病予防、食育に関する事業を行い、健康寿命の延伸、保健・福祉の向上に寄与することを目的とする。

11(1) 申請のあった年月日 平成21年10月29日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人なごみ

イ 代表者の氏名 遠藤 康亮

ウ 主たる事務所の所在地 高砂市神爪1丁目1番20-301

エ 定款に記載された目的

この法人は、障がい者に対して、生きがいと仲間作りの場を提供するなど、自立と社会参画や生活支援に関する事業を行うと共に、広く地域に情報を発信していくことにより、一般市民の障害に対する理解を助け、誰もが安心して、生き生きと暮らせる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

12(1) 申請のあった年月日 平成21年10月29日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人兵庫そば・うどんネット

イ 代表者の氏名 前田新造

ウ 主たる事務所の所在地 神戸市垂水区青山台2丁目6番5号

エ 定款に記載された目的

この法人は、兵庫県内の小中学生から高齢者までを対象に、日本伝統食そば・うどん等種類に関する普及啓発事業等を行い、健康の増進とすべての人が安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

13(1) 申請のあった年月日 平成21年10月30日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 NPO法人空とあそぼう航空模型の会

イ 代表者の氏名 藪内生也

ウ 主たる事務所の所在地 三田市上井沢488番地1

エ 定款に記載された目的

この法人は航空模型に興味を持つ人を対象に、それを安全に楽しむために必要な正しい知識と技術を伝え、もって青少年の物を造る喜びと科学する心、さらには目的を達成するための忍耐力を育みつつ、その活動拠点を安全面、騒音面において適切に管理されたフィールドとして確保し、もって地域環境の保全をしつつ、空を飛ぶ仕組みの理解と機構の考案、そして健全な野外活動の発信基地として維持管理することにより、地域文化の振興と青少年の健全な育成に寄与することを目的とする。

14(1) 申請のあった年月日 平成21年10月30日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人CDサポートセンター

イ 代表者の氏名 福田能啓、成田勝彦

ウ 主たる事務所の所在地 豊岡市日高町祢布1281番地-1

エ 定款に記載された目的

この法人は、クローン病患者、ご家族、医療従事者、企業、一般市民に対しクローン病に関する様々な情報提供に関する事業を行い、医療格差の軽減に努めすべての方が健やかに暮らせる社会に寄与することを目的とする。

15(1) 申請のあった年月日 平成21年10月30日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人多重債務による自死をなくす会コアセンター・コスモス

イ 代表者の氏名 弘中照美

ウ 主たる事務所の所在地 神戸市中央区多聞通2丁目5番18号

エ 定款に記載された目的

この法人は、主に多重債務を要因として自死に追い込まれつつある個人、及び多重債務を含めた様々な社会的要因によって家族を自死で失った自死遺族に対して、多重債務問題の専門性に特化した自殺防止のための電話及び対面相談、自死遺族が直面する諸問題に対する心理的・法的支援、自殺対策に係る各専門家との交流と中核地点としてのコーディネート、並びに自殺対策の普及啓発に関する事業を行い、誰もが自殺の危機に陥ることなく平和に暮らせる社会の実現に寄与することを目的とする。

16(1) 申請のあった年月日 平成21年10月30日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人デモクラティックスタイル「和」

イ 代表者の氏名 山口寛人

ウ 主たる事務所の所在地 神戸市須磨区横尾3丁目5番地10

エ 定款に記載された目的

この法人は、青少年に対して、自立支援と職業能力の開発に関する事業を行い、雇用機会の促進と地域の活性化に寄与することを目的とする。

**特定非営利活動法人の定款変更に係る認証の申請**

特定非営利活動法人から定款変更に係る認証の申請があったので、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第5項において準用する同法第10条第2項及び県民ボランティア活動の促進等に関する条例（平成10年兵庫県条例第39号）第17条の規定により、兵庫県企画県民部県民文化局地域協働課、神戸県民局、阪神南県民局、阪神北県民局、東播磨県民局、北播磨県民局、中播磨県民局、西播磨県民局、但馬県民局、淡路県民局及び丹波の森公苑において、関係書類を縦覧に供する。

なお、関係書類の縦覧期間は申請のあった年月日から2月間とする。

平成21年11月13日

兵庫県知事 井戸敏三

1 (1) 申請のあった年月日 平成21年10月30日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人ヘルスピア夢ひょうご

イ 代表者の氏名 野口孝則

ウ 主たる事務所の所在地 西宮市甲子園五番町14番29号

エ 定款に記載された目的

この法人は、兵庫県内の中高齢者に対して健康診断のサポートをはじめ、心身の健康を維持することに関する事業を行い、総合的な県民の健康づくりに寄与すると共に、障害者に対して移動支援事業及び障害者、高齢者を対象に福祉有償運送を行い、本人及び家族が安心して日常生活を送れる環境づくりに寄与することを目的とする。

2 (1) 申請のあった年月日 平成21年10月30日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人ハートフル

イ 代表者の氏名 橋高通泰

ウ 主たる事務所の所在地 西宮市柳本町8-15

エ 定款に記載された目的

この法人は、障害者に対して、生活支援及び社会参画促進に関する事業を行い、障害者に対する一般市民の理解を深め、相互に認めあい支えあう豊かな地域社会づくりに寄与することを目的とする。

3 (1) 申請のあった年月日 平成21年10月30日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人スリーピース

イ 代表者の氏名 延藤早苗

ウ 主たる事務所の所在地 神戸市北区日の峰3丁目14番地の11

エ 定款に記載された目的

この法人は、高齢者や障がい者の方々が地域と共に生きていくために、介護保険法・障害者自立支援法に基づく事業、生活に関する相談助言・情報提供事業を行い、誰もが自分らしく個性あふれる人として、社会にあるがままに受け入れられる、人にやさしい社会づくりを目指す。

4 (1) 申請のあった年月日 平成21年10月30日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人アメニティ2000協会

イ 代表者の氏名 清水彬久

ウ 主たる事務所の所在地 西宮市北昭和町3番20号

エ 定款に記載された目的

この法人は、広く市民に対して、歴史的資産の保存や自然との共存を担うナショナル・トラストの推進及び文化の基盤にエコロジカルな生活の座を回復するための諸事業を行い、環境の尊重を視点にした「やさしい文化の創造」に寄与することを目的とする。

5 (1) 申請のあった年月日 平成21年10月30日

(3)の入札・開札の日時及び場所に直接入札書を提出すること。ただし、郵送又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便（以下「郵送等」という。）による入札については、平成21年12月22日（火）午後5時までに(1)の場所に必着のこと。

(5) 電子入札

本件は、書面による入札及び開札手続とあわせて、「物品電子入札・開札システム」による入札（以下「電子入札」という。）及び開札手続を行うものとし、この場合は以下によること。

ア 申込書の提出は、平成21年11月13日（金）午前9時から同年11月27日（金）午後4時までに、物品電子入札・開札システムにより提出すること（日曜日を除く。）。

イ 電子入札は、平成21年12月17日（木）午前9時から同年12月24日（木）午後2時までに行うこと（日曜日を除く。）。

ウ 開札日時及び場所は(3)に同じ。

4 入札者に求められる義務

- (1) この一般競争に参加を希望する者は、次の書類を平成21年11月27日（金）午後4時までに前記3の(1)に提出すること。

入札説明書で示した物品を納入できることを証明する書類（カタログ等）

- (2) 入札者は、開札日の前日までの間において、契約担当者から上記(1)の提出書類に関し説明を求められた場合は、それに応じること。

5 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金

契約希望金額（入札書記載金額の100分の105）の100分の5以上の額の入札保証金を平成21年12月22日（火）正午までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を入札保証金に代えて提出すること。

- (3) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結日までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を契約保証金に代えて提出すること。

- (4) 入札に関する条件

ア 入札書は、所定の日時及び場所に持参、郵送等又は電子入札をすること。

イ 所定の額の入札保証金（入札保証金に代わる担保の提供を含む。）が所定の日時までに提出されていること。ただし、入札保証金に代えて入札保証保険証書を提出する場合は、保険期間が契約締結予定日までであること。

ウ 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札でないこと。

エ 同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。

オ 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。

カ 入札書に入札金額並びに入札者の氏名及び押印があり、入札内容が分明であること（電子入札を除く。）。

キ 代理人が入札をする場合は、入札開始前に委任状を入札執行者に提出すること。

なお、電子入札の場合は、事前に承認された代理人に限る。

ク 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと（電子入札を除く。）。

ケ 再度入札に参加できる者は、次のいずれかの者であること。

(イ) 初度の入札に参加して有効な入札をした者

(ロ) 初度の入札において、アからクまでの条件に違反し無効となった入札者のうち、ア、エ又はオに違反し無効となったもの以外の者

- (5) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札、申込書又は関係書類に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

- (6) 契約書作成の要否

要作成

(7) 落札者の決定方法

入札説明書で示した物品を納入できると契約担当者が判断した入札者であって、財務規則（昭和39年兵庫県規則第31号）第85条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。

(8) その他

詳細は、入札説明書による。

6 Summary for the Notice of General Competitive Tendering

(1) Name and title of head of the procuring entity:

Toshizo Ido, Governor of Hyogo Prefecture

(2) Nature and quantity of the product to be purchased:

20 sets of Negative Pressure Ventilation Air Tents

(3) Delivery period: March 15, 2010

(4) Delivery place: 20 places in Hyogo Prefecture

(5) Deadline for the submission of tender application forms:

16:00 November 27, 2009

(6) Deadline for tender:

14:00 December 24, 2009 by direct delivery, electronic bidding system;

17:00 December 22, 2009 by mail

(7) Person to contact concerning the notice:

Mr. Okamasa, Personnel and Procurement Division, Treasury Bureau, Hyogo Prefecture

5-10-1 Shimoyamate-dori, Chuo-ku, Kobe, Hyogo Prefecture 650-8567

TEL (078)341-7711 extension 4939

選挙管理委員会告示

兵庫県選挙管理委員会告示第118号

公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第55条第2項及び第4項第2号並びに地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第106条、第114条、第117条及び第184条並びに漁業法施行令（昭和25年政令第30号）第9条並びに農業委員会等に関する法律施行令（昭和26年政令第78号）第6条において準用する公職選挙法施行令第55条第2項及び第4項第2号（最高裁判所裁判官国民審査法施行令（昭和23年政令第122号）第14条において衆議院小選挙区選出議員の選挙の投票の例による場合を含む。）の規定により、不在者投票のできる施設の指定があったので、平成13年兵庫県選挙管理委員会告示第27号（不在者投票のできる施設の指定）の一部を次のように改正する。

平成21年11月13日

兵庫県選挙管理委員会

委員長 村上寿浩

2 老人ホームの表伊丹市の項中

「

有料老人ホーム サンシティパレス 塚口	同 市車塚1丁目32-7
------------------------	--------------

」

を

「

有料老人ホーム サンシティパレス 塚口	同 市車塚1丁目32-7
住宅型有料老人ホーム ボンセジュール伊丹	同 市中央1丁目2-25

」

に改める。